

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・		法人名			
法 人 税 額 の 計 算								
連結親法人が中小法人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52			
	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)－(48)	49	000	(49)の23.9%又は23.4%相当額	53			
	連 結 所 得 金 額 (48)＋(49)	50	000	法 人 税 額 (52)＋(53)	54			
その他人の場合	連 結 所 得 金 額 (1)	51	000	法 人 税 額 (51)の23.9%又は23.4%相当額	55			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
連結所得の金額に対する法人税額 (32)		56	000	(56)の4.4%相当額	58			
課税連結留保金額に対する法人税額 (33)		57	000	(57)の4.4%相当額	59			
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算								
法人税額の計算	この申告前の	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	60		地方 法人 税 額 前 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	68	
		課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	61			課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	69	
		課 税 連 結 留 保 金 額	62			課 税 標 準 法 人 税 額 (68)＋(69)	70	000
		法 人 税 額	63			確 定 地 方 法 人 税 額	71	
		還 付 金 額	64	外		中 間 還 付 額	72	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (15－(63))若しくは(15＋(64)) 又は(64－(27))		65	外 00	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	73		
	この申告前の	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	66		この申告により納付すべき 地 方 法 人 税 額 (42－(71))若しくは(42＋(72)＋(73)) 又は((72－(43))＋(73－(43の外書)))		74	00
翌期へ繰り越す連結欠損金		67						